

小展示 Vol.4

川崎市公文書館所蔵資料から見る

井伊家譜代家臣松宮家の取立と変遷 I

一 私曾祖父松宮氏代
 直政様御代上列於幕府初奉公被
 園園より所替り常時御供仕奉公中上は
 関ヶ原陣より御病身及後御供仕中上は
 一 直勝様御代祖父松宮氏代江州大上郡尼所村
 伯父如昔前より所方より親戚より古傳書より
 據り以慶長十七年より馬屋より被
 中上云々上
 一 直勝様御代慶長十九年より大坂陣前
 伏見より馬屋共衆と相替大坂表より
 馬屋附仁卯年夏より陣前御供仕より
 中上陣より後御供仕人持被下意寛永
 十一年より中上落り常時御供仕慶安卯年
 八月於江戸病死仕同年十二月親父代より
 一 歳より御役被 作付

【井伊家のはじまり】

井伊直政は遠江国の井伊谷に二三代続いて絶えようとしていた井伊家の正統を家康の命で継ぎ、武功を重ね、近江国と上野国に領地を持った。彦根藩は初代直政の後、直継・直孝・直澄・直興・直通・直恒・直興（再封）・直惟…と順に十六代続き、大老職を歴任した。

【井伊家に取立てられる松宮家】

近江国で井伊家に取立てられた松宮家は、井伊家が上野国に所替となってもついていき、代々の井伊家当主に仕えた。直興の代（延宝～元禄年間）には江戸詰を命じられていることが展示資料からわかる。この江戸詰の時に松宮氏一族の一部は江戸周辺へ移り住んだことが推察される。また、「松宮氏過去帳」（松宮家文書 A-2-3）からは、松宮家中興の祖が享保9年に亡くなっていることがわかる。享保期に松宮家も繁栄を取り戻したことが読み取れる。展示資料の「（先祖書）」（松宮家文書 A-2-1）からは、松宮家の血統が途絶えそうになりながらも、代々井伊家に仕え続け、松宮家中興の祖が亡くなるのと同時期にこの「（先祖書）」が記されたことがわかる。

【松宮家は井伊家による将軍の御機嫌伺いに関与したか？】

当館所蔵複製資料松宮家文書には「（服忌中の両御丸への御機嫌伺いの差出方につき書状）」（松宮家文書 A-2-1）という資料が残っている。井伊家は参勤交代で彦根へ帰国するにあ

たり、留守中に城使役の家臣が江戸城へ出向いて将軍のご機嫌を伺うことの承認を得ていたという。当主本人が不在であっても、家臣が動いて将軍の外出状況や体調に変わりがないかを常に把握しておき、その結果は書面で彦根にいる当主へ伝えられたとされている。この「(服忌中の両御丸への御機嫌伺いの差出方につき書状)」という表題の資料は、当時会津藩主松平家から差し出されたものの写しであり、服忌中(貴い人が亡くなったときに音を立てないように工事や祭りを中断して喪に服す法令)どのように将軍に御機嫌伺いをしていたかが記されている。この資料が松宮家に残っているということから、松宮家も井伊家による将軍への御機嫌伺いに関係していたことが窺え、実際の城使役であった可能性も指摘できる。

【翻刻】

一 私曾祖父松宮幾右衛門儀

直政様御代上州於箕輪初而御奉公被 召仕

同国高崎御所替之節も御供仕御奉公申上候処

関ヶ原御陣之砌病世罷成御供不申上病死仕候

一直勝様御代祖父松宮左衛門江州犬上郡尼子村ニ

伯父加兵衛と申者方江罷上親幾右衛門古伝輩之取

持を致、慶長十七子年方御馬屋小郎役被 召出

御奉公申上候

一直孝様御代慶長十九年寅年冬大阪御陣前ニ

伏見方御馬共率て相詰大阪城候 御出馬之節

御馬附仕卯年夏御陳共ニ初終御供仕候彦根江

御帰陣被遊候後式拾表式人扶持役下置候寛永

十一戌年 御上洛之節御供仕慶安四卯年

八月於江戸病死仕同年十二月親角左衛門手共

一歳ニ而銘役被 仰付候

一直澄様御代万治二亥年十一月御鷹被

召下候砌於箱根宿御鷹御目付田中安之違乱為

仕小森飛斎を討宿之内ニ而取籠罷在候為討手

親角左衛門江御直ニ斗為 仰付早速小田原宿迄

近付罷越候處箱根宿より安之迄自滅仕候段罷歸

を致御注進御座候ニ付夫方

江戸ニ罷侍申候其後

御加増被下置元禄二巳年 御城内御番被

仰付式拾俵式人拾持被 下置候

一拙者儀

直興様御代貞享三巳年親役儀被 召出共

致来福年ニ江戸詰被仰付

直奥様御湯治御供度々相勤御馬買御用三度

迄被 仰付当巳年三月御步行被 召上

当年迄三拾七年相勤申候慶長十七子年方三代

年数百拾年御奉公申上候上州御箕輪曾祖父

幾右衛門御奉公申上候年数年久敷儀故耽と相知シ

不申候ニ付書記不申上候以上

享保六年巳年三月八日 松宮角左衛門

右は三代目角左衛門御取立被 下置候節書上ニ御座候
上州ニ而被 召出候幾右衛門より四代ニ相当り候

【参考文献】

- ◆野田浩子『家からみる江戸大名 井伊家 彦根藩』(2023年)。
- ◆木村礎・藤野保・村上直編『藩史大事典 全八巻 第5巻 近畿編』(1989年)。